j　「新株予約権の目的となる株式の種類」の欄には、新株予約権の目的となる株式の種類及び内容を、⑻ｂ及びｄに準じて記載すること。

［ｋ～ｐ　略］

ｑ　「新株予約権証券の引受け」については、⑾に準じて記載すること。ただし、法第２条第６項第３号に掲げる方法による新株予約権証券（同号に規定する新株予約権証券をいう。以下ｑにおいて同じ。）の引受けの場合は、次のⓐから⒡までに定めるところにより記載すること。

［ⓐ・ⓑ　略］

ⓒ　「引受新株予約権数」の欄には、引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権（法第２条第６項第３号に規定する新株予約権をいう。以下ⓒにおいて同じ。）の数の算定方法及び引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数を記載すること。

［ⓓ～⒡　略］

⒀　新規発行社債

［ａ～ｈ　略］

ｉ　「発行価格」、「利率」又は「申込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

［ｊ～ｌ　略］

⒁　新株予約権付社債に関する事項

⑿ａ、ｇ、ｈ、ｉ、ｊ、ｋ、ｌ、ｍ、ｎ、ｏ及びｐに準じて記載すること。

［⒂・⒃　略］

⒄　新規発行カバードワラント

ａ　届出書に係る新規発行カバードワラントについて、銘柄、発行価額の総額、発行価格、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、オプションの内容、オプション行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、⒀ｌに準じて記載すること。

［ｂ・ｃ　略］

⒅　新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券

ａ　届出書に係る新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、⒀ｌに準じて記載すること。

［ｂ～ｄ　略］

［⒆～㉑　略］

㉒　売出有価証券

［ａ・ｂ　略］

ｃ　売出しに係る株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載するとともに、⑻ｄに準じて記載すること。

［ｄ～ｈ　略］

［㉓・（23―２）　略］

j　「新株予約権の目的となる株式の種類」の欄には、新株予約権の目的となる株式の種類及び内容を、⑻のｂ及びｄに準じて記載すること。

［ｋ～ｐ　同左］

ｑ　［同左］

［ⓐ・ⓑ　同左］

ⓒ　「引受新株予約権数」の欄には、引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権（法第２条第６項第３号に規定する新株予約権をいう。以下ｑにおいて同じ。）の数の算定方法及び引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数を記載すること。

［ⓓ～⒡　同左］

⒀　新規発行社債

［ａ～ｈ　同左］

ｉ　「発行価格」、「利率」又は「申込取扱場所」の記載をしないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

［ｊ～ｌ　同左］

⒁　新株予約権付社債に関する事項

⑿のａ、ｇ、ｈ、ｉ、ｊ、ｋ、ｌ、ｍ、ｎ、ｏ及びｐに準じて記載すること。

［⒂・⒃　同左］

⒄　新規発行カバードワラント

ａ　届出書に係る新規発行カバードワラントについて、銘柄、発行価額の総額、発行価格、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、オプションの内容、オプション行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、⒀のｌに準じて記載すること。

［ｂ・ｃ　同左］

⒅　新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券

ａ　届出書に係る新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を記載すること。また、信用格付に関する事項について、⒀のｌに準じて記載すること。

［ｂ～ｄ　同左］

［⒆～㉑　同左］

㉒　売出有価証券

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　売出しに係る株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載するとともに、⑻のｄに準じて記載すること。

［ｄ～ｈ　同左］

［㉓・（23―２）　同左］